

下水道事業に係る認可変更について

令和6年度第2回城陽市上下水道事業経営審議会において報告しました下水道事業に係る認可変更について、スケジュールの変更が生じたので報告します。

1. スケジュール（手続き）	当初	変更
①都市計画審議会への付議	…令和6年秋冬頃	⇒ 令和7年秋冬頃
②都市計画決定	…令和6年冬頃	⇒ 令和7年冬頃
③事業認可（都市計画法）	…令和6年度末	⇒ 令和7年度末
④事業計画変更（下水道法）	…令和6年度末	⇒ 令和7年度末

【変更の理由】

下水道事業に係る認可変更は、上位計画である京都府流域下水道の事業計画の定期見直しにあわせて実施する必要がありますが、その計画の定期見直しが令和6年度から令和7年度に1年遅れることとなったため

※ 参考

認可変更の内容（下水道事業区域拡大（案））については、変更はありません。

下水道事業の区域拡大（案）

	旧	新
追加区域	_____	国道24号沿道寺田地区 約18ha 調整区域の地区計画区域 約1.7ha
認可区域（全域）	1,031ha	約1,051ha